

厚岸町規則第25号

厚岸町ファミリーサポート事業利用料助成実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町ファミリーサポート事業利用料助成実施規則の一部を改正する規則

厚岸町ファミリーサポート事業利用料助成実施規則（平成30年厚岸町規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「支払う報酬」の次に「及び交通費」を加え、「交通費及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の厚岸町ファミリーサポート事業利用料助成実施規則の規定は、平成31年度以後の年度分の利用料等に係る助成の額について適用し、平成30年度分までの利用料等に係る助成の額については、なお従前の例による。